

## 青森市民図書館ネーミングライツ・スポンサー応募要項

### 1 目的

青森市では、青森市民図書館への命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の付与を通じて、図書館奉仕の向上と読書活動の推進を図ること及び企業等の地域貢献を促進するため、ネーミングライツ・スポンサーを募集します。ネーミングライツ料については、本市の図書館運営及び読書活動に関する事業費に充当します。

### 2 募集内容

施設名・所在地	希望するネーミングライツ料（総額）	契約期間
青森市民図書館 青森市新町1丁目3番7号 (アウガ内)	1,500万円以上 (500万円／年以上)	令和8年7月1日 から3年間以上

※契約開始日は、市とスポンサーとの協議により決定します。

※契約期間終了後の契約継続については、今回契約した企業に優先交渉権があります。

※上表のネーミングライツ料（総額）は、消費税及び地方消費税を含んでいます。

※施設の詳細は別紙「施設の概要」をご覧ください。

### 3 愛称

#### (1) 愛称に係る条件

①愛称に、企業名又は商品名、ブランド名などを付けることができます。

(〇〇〇〇青森市民図書館など。)

ただし、企業名等のみの表示は不可。

②青森市広告取扱要綱に規定する制限を基本とします。

③愛称には、都道府県及び本市以外の市区町村名を使用しないことを基本とします。

④契約期間内の愛称変更は、原則としてできません。

⑤市民に親しまれ、かつ、市民に誤解を与えることのない愛称としてください。

⑥その他愛称として設定することが適当ないと認められるものは不可とします。

※愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。

※参考:青森市広告取扱要綱 第3条

#### (広告掲載の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

(1) 公用財産等の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）  
第2条に掲げる営業に該当するもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

(4) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの

(5) その他公用財産等に掲載する広告として妥当でないと認めるもの

## （2）愛称表示可能場所

愛称表示可能場所は、別紙「看板設置可能場所」に示されている箇所、市のホームページ、印刷物等となります。

※その他の表示設置については、市との協議が必要となります。

## （3）愛称表示に伴う費用負担

看板等の作成、設置、改修、撤去及び原状回復に係る費用は、ネーミングライツ・スポンサーのご負担となります。

## （4）愛称使用開始時期

令和8年7月1日以降

## （5）愛称の普及

ネーミングライツ・スポンサー正式決定後、法人名、施設の愛称、ネーミングライツ料等について、マスコミに公表し、広く愛称の普及、定着に努めます。

## 4 看板等の設置に係る条件

- （1）看板等の設置については、施設構造等により、一定の配慮が必要となるとともに、デザイン案の段階で事前協議が必要となります。
- （2）原状回復ができるよう看板等を設置することとなります。

## 5 応募資格

応募資格を有する者は、法人とします。ただし、次の各号に該当するものは除きます。

- ①法令に違反しているもの
- ②法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税を滞納しているもの
- ③市から指名停止を受けている期間中のもの
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- ⑤青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者
- ⑥貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの
- ⑦青森市広告取扱要綱第3条に規定する制限業種及び事業者
- ⑧前各号に掲げるもののほか、市のネーミングライツ・スポンサーとしてふさわしくないと市が認めるもの

## 6 応募手続

### （1）応募受付期間

令和8年2月16日（月）～3月23日（月）

※郵送の場合…期間内必着

※持参の場合…土曜日、日曜日、祝日、休館日を除く午前9時00分から午後5時00分まで

## （2）応募方法

別添申込書（要押印）に必要書類を添付のうえ、提出してください。

### 【必要書類】

- ①ネーミングライツ申込書
- ②印鑑証明書
- ③会社概要及び直近3か年の決算報告
- ④直近3か年の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書
- ⑤登記事項証明書（商業登記簿謄本など）
- ⑥地域貢献や文化活動等に対する支援の実績及び今後の計画（別様式・任意様式）
- ⑦その他市が必要と認める資料

## 7 選定方法・選考基準等

命名権者選定会議において、下表の審査項目及び基準に基づき、愛称及び地域貢献などを総合的に判断するとともに、市のネーミングライツ・スポンサーとしてふさわしいかどうか審査し、選定会議において優先交渉者とするか決定します。

### 【審査項目及び基準】

審査項目	審査基準	審査方法
応募企業の応募動機、地域貢献活動、経営状況等	<ul style="list-style-type: none"><li>・市の図書館奉仕や読書活動への理解があるか。</li><li>・地域貢献活動に取り組んでいるか。</li><li>・経営状況は安定的か。</li></ul>	適 or 否
愛称	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民に誤解を与える恐れがないか。</li><li>・親しみやすいか。</li><li>・施設のイメージに合っているか。</li></ul>	適 or 否

## 8 申込先・問い合わせ先

担当：青森市教育委員会事務局市民図書館

電話：017-776-2435（直通） FAX：017-776-2400

Eメール：toshokan@city.aomori.aomori.jp

※内容についてのお問い合わせは文書（郵送、FAX または e-mail）で受け付けます。

その際は必ず、別紙「質問書」にご記入のうえ、お問い合わせください。